

平成29年7月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年7月13日（木）
開会：午前10時00分 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
 - 6月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長報告 報告なし
 - 議案第87号 大津市通学区域審議会への諮問について
 - 議案第88号 大津市子ども読書活動推進計画（第三次）を定めることについて
 - 議案第89号 大津市文化財専門委員会委員の委嘱について
 - 議案第90号 大津市歴史博物館協議会委員の解任及び任命について
- 4 出席委員
桶谷教育長、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、田中教職員室長、飯田児童生徒支援課長、脇学校教育課長、本郷学校給食課長、中岡中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長、樋爪歴史博物館長
- 6 会議に出席した事務局職員
伊藤教育総務課主任、西本同課主事
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が7月定例会の開会を宣言

市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第89号から議案第90号までについて、非公開とすることを可決

6月定例会及び臨時会議事録承認 承認

○議案第87号 大津市通学区域審議会への諮問について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第87号大津市通学区域審議会への諮問について、教育委員会の議決を求めるものである。

秋葉台29番50号以降について、現在は富士見小学校区域になっているが、池ノ内自治会より、膳所小学校への通学区域の見直しについて要望があったため、これを通学区域審議会へ諮問するもの。尚、元々の要望は、秋葉台29番58号以降についての通学区域変更要望であったが、要望が出された後の開発工事に伴い、秋葉台29番50号から57号まで住所が後から振られたため、50号以降について見直しするもの。現在同区域は、園児2名、児童4名、生徒3名の9名が在籍し、来年は17名となる予定である。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第88号 大津市子ども読書活動推進計画（第三次）を定めることについて

【説明】

○押栗生涯学習課長 議案第88号大津市子ども読書活動推進計画（第三次）を定めることについて、教育委員会の議決を求めるものである。

現在の大津市子ども読書活動推進計画（第二次）が、終期を迎えたことから、平成29年度を始期とする新たな大津市子ども読書活動推進計画（第三次）を定めるものである。本計画は、子ども読書活動の推進に関する法律に基づき、国・及び県が定めた計画を踏まえて、大津市の状況に鑑みて定めるよう努力義務が課されているものである。

策定の経過については、政策監を委員長とした委員会や、担当者会議での議論を元に、社会教育委員会でも意見を聴取した。また、生涯学習推進計画のアンケートの中で、こども読書活動計画の項目も含めて、市民の意識調査も行った。更に、子ども読書に関わる団体58団体や小学校・中学校の保護者250名ずつからも個別にアンケートを取り、策定を進めてきた。

基本目標は、「楽しく読書ができる環境づくりを進め、本が大好きな大津っ子を育みます」とし、基本方針として、（1）子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実、（2）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、（3）家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進、の3つを挙げている。読書を取り巻く環境に劇的な変化がないことから、基本目標は第二次から変更なく、基本方針も細かい文言の修正に止まる。国・県においても基本目標は変更されていない。

また、パブリックコメントを5月1日から20日までの間に実施し、6名の方から67件の意見を頂戴した。予算・人員配置などに踏み込んだもの等、貴重な意見であった。同意見に関しては、わかりにくい部分につき注釈を加える等の反映を行った。

【質疑】

○壽委員 第二次計画が平成28年度までで第三次平成29年度からとなっているが、現在のこの期間は、計画が無い状態ということか。

○押栗生涯学習課長 計画の終期については、概ね平成28年度までと記載しており、厳密に平成29年3月31日で第二次計画が無効となるものではないが、本来的には年度末までであるべきであり、策定が遅れてしまったものである。策定が遅れた理由は、2月に社会教育委員会で意見をもらった際に、方針ごとに内容を纏め直した方がよいという意見があり、その対応に時間がかかったこと、またパブリックコメントでも多数の意見をもらったこと等が挙げられる。

尚、国から県、県から市と下りていく間に、計画の始期と終期にずれが生じており、大津市は、第二次計画の策定が県の計画から3年遅れており、市の計画ができて1年後に国の計画が変わるという状況であった。従い、5年間であった計画を今回3年間とし、県の計画を受けた次年度に第四次計画を策定・実行できるようにする。

指標については、第一次計画及び第二次計画では全体で5項目であったものを、第三次計画では基本方針ごとに整理し、基本方針1で8つ、基本方針2で4つ、基本方針3で4つと、指標数を増やすと共に、ボリュームの大きいところには多くの指標を設定しメリハリを付けている。

【採 決】 可決

○議案第89号 大津市文化財専門委員会委員の委嘱について

【説 明】

○杉江文化財保護課長 議案第89号大津市文化財専門委員会委員の委嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議する大津市文化財専門委員会の委員に関して、大津市文化財保護条例第59条にて、委員は10人以内、任期は2年と定められているが、現在の委員につき平成29年7月31日を以て2年間の任期が満了するため、新たに8名の委員を委嘱するものである。

【質 疑】

○前田委員 専門・担当分野の委員数の配分について、どのように決めているのか。

○杉江文化財保護課長 文化財の対象となる範囲は広いが、文化財の調査対象として多い分野を専門としている方をお願いしている。例えば、植物（樹木）も文化財となるが、大津市では数が限られており、同分野を専門とする方には委員を委嘱していない。また第59条第4項において「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる」と定められており、必要な時は教育委員会で議決を経ることで、適時対応しているのが現状である。

【採 決】 可決

○議案第90号 大津市歴史博物館協議会委員の解任及び任命について

【説 明】

○樋爪歴史博物館長 議案第90号大津市歴史博物館協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

人事異動に伴う解任及び任命であり、解任及び任命日は平成29年7月13日、新委員の任期は平成30年8月31日までである。

【質 疑】

○八田委員 委員の選出区分について、どのように配分されているのか。

○樋爪歴史博物館長 歴史博物館条例の第9条第3項における、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という項目が新たに加わった経緯もあり、選出区分が均等ではない。但し、区分により専門性が完全に分かれるものでもなく、例えば社会教育の関係者から家庭教育に関してもご意見を賜っている。

【採 決】 可決

閉会 教育長が7月定例会の閉会を宣言